参考資料３－２

千葉市緑区下大和田町開発計画地の谷津田（下大和田（猿橋））について

１　本件開発計画地における谷津田の位置図

千葉市では、「谷津田の自然の保全施策指針」を定め、ふるさとの原風景であり多様な生態系を有する「谷津田の自然」の保全に向けた施策を展開している。

また、市内の谷津田の中から保全対象のモデルとなる候補地を選定し、その内、農業振興地域の整備に関する法律、首都圏近郊緑地保全法などの法令で保全されていない谷津田について「千葉市谷津田の自然の保全に関する要綱」等に基づいて土地所有者との間で保全協定等の締結を進め、保全に努めている。

本件開発区域内には、上記に基づき本市が自然的景観や生物多様性の保全を進めている谷津田「下大和田（猿橋）」の一部が含まれる。

（千葉市緑区下大和田町開発計画に係る環境影響評価方法書 p3-135 抜粋）

２　谷津田（下大和田（猿橋））における活動の状況

本件開発区域内には、千葉市が谷津田の保全施策を展開するモデル地区として、保全協定の締結を目指すこととしている区域が含まれており、実際に活動団体により、谷津田や森林の保全活動が行われている。

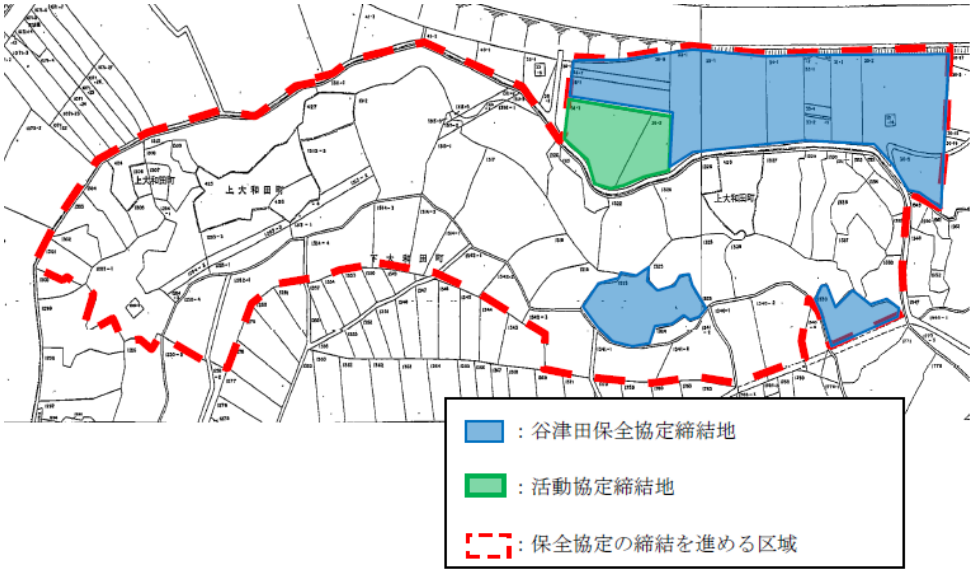

〔参考〕千葉市における谷津田の自然の保全施策について

１　「千葉市谷津田等の保全施策指針」

谷津田の保全に当たっての考え方として、地域特性に応じて段階的に施策展開することが望ましいとした上で、本市の様々なバリエーションのある「谷津田の自然」を保全する事業効果を鑑み、代表的なモデル地区を設定し、施策展開を行うことと定めている。

２　「千葉市谷津田の自然の保全に関する要綱」

（１）谷津田等の保全に関する協定（保全協定）

ア　締 結 者　土地所有者及び千葉市の二者協定

イ　主な内容　土地所有者は、協定締結地における工作物の設置、土地の形質の変更、木竹の伐採・損傷、動植物の採集等を行うに当たっては、千葉市の承諾が必要。

ただし、協定期間満了前であっても、協定継続が困難な場合又はその他やむを得ない事態が生じた場合は、協定の解除又は変更が可能。

（２）谷津田等の保全及び活用に係る活動に関する協定（活動協定）

ア　締 結 者　土地所有者、活動団体及び千葉市の三者協定

イ　主な内容　土地所有者及び千葉市は、活動団体が、協定締結地において谷津田等の自然環境及び景観の保全又は回復並びにその活用を図るための活動を行うことを承認する。
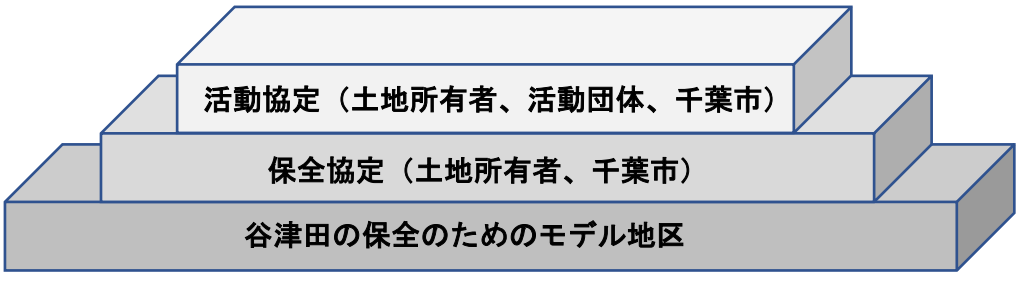
（モデル地区、保全協定、活動協定のイメージ）